

令和2年4月21日

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職員の 在宅勤務等の実施について

標記の件について、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

1 実施期間

4月22日（水）から5月6日（水）まで

2 対象者

常勤職員及び会計年度任用職員の全職員

3 交代制在宅勤務の実施方法

部単位又は課単位で調整を行い、午前か午後の半日を可能な限り交代により在宅（勤務体制及び交代の期間は、各職場の状況により所属長が定める）により業務に従事。

交代での在宅勤務が困難な場合は、時間や空間を分けて業務を行うなど、感染拡大防止措置を講ずる。

4 市長コメント

島原市では、4月16日（木）に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の「緊急事態宣言」が全国を対象に発令されたことを受け、職員の感染予防及び業務継続を目的として、各職場において交代による在宅勤務等を実施いたします。

市民生活に必要な業務については影響のないよう進めてまいります。職場によっては執務室内の職員数が少なくなることにより、市民の皆様へ窓口対応や電話対応等でお待たせする場合があります。継続した市民サービスの確保及び職員、市民の皆様への感染拡大防止に向けた取り組みでありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：市長公室秘書人事課人事班 本田

電話：0957-62-8010

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん